

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 11 号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(あっせん)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第 22 条第 1 項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。